



# 長野県報

3月30日(金)  
平成19年  
(2007年)  
号外

## 目次

### 規 則

消防団の活動に協力する事業所等を応援する県税の特例に関する条例施行規則(消防課).....	2
地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整備等に関する規則(行政改革推進課).....	6
長野県立病院管理規則の一部改正(県立病院課).....	7
知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例別表の第32の項に規定する鳥獣及び鳥獣の捕獲等を定める規則(森林整備課).....	7
財務規則の一部を改正する規則(会計課).....	7
長野県企業局文書取扱規程等の一部を改正する管理規程(経営企画課).....	10
教育職員免許法施行細則の一部を改正する規則(高校教育課).....	10

### 告 示

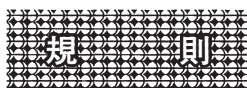
県・市町村職員派遣研修規程の一部改正(市町村課).....	17
長野県医学生修学資金貸与規程の一部改正(医療政策課).....	17
都市計画事業の事業計画の変更認可(生活排水対策課).....	17
建設業等新分野事業進出費補助金交付要綱の廃止(土木政策課).....	18
長野県選挙事務取扱規程の一部改正(選挙管理委員会).....	18

### 公 告

都市計画の図書の写しの送付及び縦覧(生活排水対策課).....	18
平成17年度包括外部監査の結果に関する報告に基づく措置(監査委員事務局).....	19

### 訓 令

副知事の担当事務に関する規程の一部改正(行政改革推進課).....	23
-----------------------------------	----



消防団の活動に協力する事業所等を応援する県税の特例に関する条例施行規則をここに公布します。

平成19年3月30日

長野県知事 村 井 仁

#### 長野県規則第10号

消防団の活動に協力する事業所等を応援する県税の特例に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、消防団の活動に協力する事業所等を応援する県税の特例に関する条例（平成19年長野県条例第1号。以下「条例」という。）の規定に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(基準日)

第2条 条例第2条第1項の規則で定める日は、法人にあっては事業年度の終了の日、個人にあっては12月31日とする。

(事業税の不均一課税を受けるための認定)

第3条 条例第2条第1項の規定による認定を受けようとする者は、次条に規定する申告書を提出する期限前30日までに、要件認定申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付して、地方事務所に申請しなければならない。

- (1) 条例第2条第1項第1号に規定する消防団の活動に協力していると認められる基準として知事が定めるものに該当することを証する書類
- (2) 条例第2条第1項第2号に規定する消防団員である労働者の数が2人以上であることを証する書類
- (3) 条例第2条第1項第3号に規定する規定が知事が定めるところにより整備されていることを証する書類
- (4) 前3号に掲げるもののほか、地方事務所長が必要と認める書類

2 地方事務所長は、前項の申請に対し認定又は不認定の決定をしたときは、文書をもってその旨を申請者に通知するものとする。

(事業税の不均一課税の適用を受けるための申請)

第4条 条例第2条第1項の規定により事業税の不均一課税を受けようとする者は、法人にあっては当該不均一課税を受けようとする事業税について長野県県税条例（昭和25年長野県条例第41号）第38条に規定する地方税法（昭和25年法律第226号）第72条の25及び第72条の28の規定により事業税を申告納付する場合の申告書を提出する期限までに、個人にあっては当該不均一課税を受けようとする事業税について同条例第39条の3第1項に規定する申告書を提出する期限までに、事業税不均一課税申請書（様式第2号）に次に掲げる書類を添付して、地方事務所長に申請しなければならない。

- (1) 事業税不均一課税計算書（様式第3号）
- (2) 条例第3条の性風俗関連特殊営業に該当する事業を営む法人又は個人でない旨の誓約書
- (3) 前2号に掲げるもののほか、地方事務所長が必要と認める書類

(様式第1号)(第3条関係)

要件認定申請書

年 月 日

長野県 地方事務所長 殿

住(居)所  
(所在地)

氏 名  
(法人名)

印

(電話番号 )

消防団の活動に協力する事業所等を応援する県税の特例に関する条例第2条第1項の規定により、同項各号に掲げる要件をすべて満たす法人(個人)として認定を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

事業所等の状況	県内のすべての事務所又は事業所名	所在地	基準該当年月日
			年 月 日
			年 月 日
			年 月 日
			年 月 日
消防団員である労働者の数		人	
消防団活動に配慮する規定の整備年月日		年 月 日	
法人の事業年度		年 月 日～年 月 日	
法人事業税の申告期限		年 月 日(延長 月)	

(様式第2号)(第4条関係)

## 事業税不均一課税申請書

年 月 日

長野県 地方事務所長 殿

住(居)所  
(所在地)氏 名  
(法人名)

①

(電話番号 )

消防団の活動に協力する事業所等を応援する県税の特例に関する条例第2条第1項の規定により、下記のとおり事業税の不均一課税をしてください。

記

申請に係る事業年度又は年	年 月 日から 年 月 日まで
不均一課税額	円
期末現在の資本金の額又は出資金の額	円
要件認定年月日及び番号	年 月 日付け 第 号
青色申告の承認年月日	年 月 日 承認
信州に安全・安心・安定をもたらす県民を応援する県税の特例に関する条例(特例条例)第4条第1項の表に該当する要件	特例条例第4条第1項の表の( )該当
備考	

(様式第3号)(第4条関係)

事業税不均一課税計算書					
氏名 法人名					
申請に係る事業年度又は年	年 月 日 から 年 月 日 まで				
特例条例第4条第1項の表に掲げる要件に該当する件数+1件	件 ①				
個人の場合	課税標準額 (円) ②	税率 /100 ③	税額(円) ②×③	1/2の税率 ③×1/2④	税額(円) ②×④
			⑤		⑥
法人の場合の所得区分	課税標準額 (円) ②	税率 /100 ③	税額(円) ②×③	1/2の税率 ③×1/2④	税額(円) ②×④
年 万円以下の金額					
年 万円を超え 万円以下の金額					
年 万円を超える金額					
軽減税率不適用法人の金額					
計	/		⑤	/	
⑤の額 - ⑥の額	円 ⑦				
不均一課税額					
⑦の額 ≤ 10万円の場合 ⑥の額	円				
⑦の額 > 10万円の場合 ※⑤の額 - (10万円×①件数)の額	円				
備考					

(注) ⑤の額 - (10万円×①件数)の額の算定については、(10万円×①件数)の額又は⑦の額のうち低い額を⑤の額から控除してください。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

消 防 課

地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整備等に関する規則をここに公布します。

平成19年3月30日

長野県知事 村 井 仁

### 長野県規則第11号

地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整備等に関する規則

(主要農作物種子法施行細則の一部改正)

第1条 主要農作物種子法施行細則(昭和27年長野県規則第95号)の一部を次のように改正する。

第2条中「当該技術吏員」を「当該職員」に改める。

別記様式の中「主要農作物種子法第4条の規定による審査を行う技術吏員の証」を「主要農作物種子法第4条の規定による審査を行う職員の証」に改める。

(農業共済組合等検査規則の一部改正)

第2条 農業共済組合等検査規則(昭和28年長野県規則第30号)の一部を次のように改正する。

第4条中「事務吏員及び技術吏員」を「職員」に改める。

(信用保証協会検査規則の一部改正)

第3条 信用保証協会検査規則(昭和30年長野県規則第43号)の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「県吏員」を「県職員」に改める。

(補助金等交付規則の一部改正)

第4条 補助金等交付規則(昭和34年長野県規則第9号)の一部を次のように改正する。

第20条第2項中「補助金等調査吏員の証」を「補助金等間接補助金等調査職員等の証」に改める。

別記様式中「別記様式」を「(別記様式)(第20条関係)」に、「補助金等調査吏員の証」を「補助金等調査職員等の証」に改める。

(森林法施行細則の一部改正)

第5条 森林法施行細則(昭和35年長野県規則第25号)の一部を次のように改正する。

第16条第2項中「県吏員」を「県職員」に改める。

(建築基準法施行細則の一部改正)

第6条 建築基準法施行細則(昭和35年長野県規則第63号)の一部を次のように改正する。

第26条及び第33条中「吏員」を「職員」に改める。

(職員宿舍管理規則の一部改正)

第7条 職員宿舍管理規則(昭和39年長野県規則第23号)の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「副知事及び出納長」を「及び副知事」に改める。

(長野県収入証紙規則の一部改正)

第8条 長野県収入証紙規則(昭和39年長野県規則第62号)の一部を次のように改正する。

第14条中「出納長」を「会計管理者」に改める。

(知事及び出納長の職務代理者を定める規則の一部改正)

第9条 知事及び出納長の職務代理者を定める規則(昭和39年長野県規則第64号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

知事の職務代理者を定める規則

第2条を削る。

第1条第2項中「吏員」を「職員」に改め、同条第3項中「事務吏員」を「職員」に改め、同条の見出し及び条名を削り、第1項に項番号を付する。

(土地改良法施行細則の一部改正)

第10条 土地改良法施行細則(昭和40年長野県規則第63号)の一部を次のように改正する。

第4条の見出しを「(職員援助申請)」に改め、同条中「技術吏員の」を「職員の」に、「技術吏員派遣申請書」を「職員派遣申請書」に改める。

様式第3号中「技術吏員派遣申請書」を「職員派遣申請書」に、「技術吏員を」を「職員を」に改める。

(児童福祉法施行細則の一部改正)

第11条 児童福祉法施行細則(昭和41年長野県規則第20号)の一部を次のように改正する。

様式第7号の中「吏員」を「職員」に、同様式の裏中「2前項」を「3 第1項及び前項」に、「吏員」を「職員」に改める。

(農業協同組合検査規則の一部改正)

第12条 農業協同組合検査規則(昭和44年長野県規則第8号)の一部を次のように改正する。

第4条中「事務吏員又は技術吏員」を「職員」に改める。

別記様式の表面中「長野県(職名)」を「長野県職員」に改め、同様式の裏面中「抜すい」を「抜粋」に、「事務吏員又は技術吏員」を「職員」に改める。

(長野県病院事業財務規則の一部改正)

第13条 長野県病院事業財務規則(昭和50年長野県規則第13号)の一部を次のように改正する。

第117条の中「出納長」を「会計管理者」に、

「経営戦略局長」を「総務部長」に、「出納長に」を「会計管理者に」に改める。

(森林組合法施行細則の一部改正)

第14条 森林組合法施行細則(昭和53年長野県規則第30号)の一部を次のように改正する。

第7条中「吏員」を「職員」に改める。

(児童虐待の防止等に関する法律第9条第1項に規定する証票を定める規則の一部改正)

第15条 児童虐待の防止等に関する法律第9条第1項に規定する証票を定める規則(平成13年長野県規則第26号)の一部を次のように改正する。

別記様式の裏中「吏員」を「職員」に、「第62条第1号」を「第62条第5号」に改める。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

行政改革推進課

長野県立病院管理規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成19年3月30日

長野県知事 村井 仁

### 長野県規則第12号

長野県立病院管理規則の一部を改正する規則

長野県立病院管理規則(昭和39年長野県規則第37号)の一部を次のように改正する。

第3条の表中「239人」を「235人」に改める。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

県立病院課

知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例別表の第32の項に規定する鳥獣及び鳥獣の捕獲等を定める規則をここに公布します。

平成19年3月30日

長野県知事 村井 仁

### 長野県規則第13号

知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例別表の第32の項に規定する鳥獣及び鳥獣の捕獲等を定める規則

第1条 知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例(平成11年長野県条例第46号。以下「条例」という。)別表の第32の項の規則で定める鳥獣は、カルガモ、キジバト、ヒヨドリ、ニューナイスズメ、スズメ、ムクドリ、ミヤマガラス、ハシボソガラス、ハシブトガラス、ドバト、タヌキ、キツネ、ノイヌ、ノネコ、ミンク、アナグマ、アライグマ、ハクビシン、イノシシ(イノブタを含む。)、ヌートリア、ノウサギ、アズマモグラ、コウベモグラ、アカネズミ、スミスネズミ、ハタネズミ、ヒメネズミ及びヤチネズミとする。

第2条 条例別表の第32の項の規則で定める鳥獣の捕獲等は、ツキノワグマによる人の生命又は身体に対する危害が発生し、又は発生するおそれがあると認められる場合であって、緊急を要すると認められるとき(人が自ら山林に立ち入った場合を除く。)の当該ツキノワグマの捕獲等とする。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

森林整備課

財務規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成19年3月30日

長野県知事 村井 仁

### 長野県規則第14号

財務規則の一部を改正する規則

財務規則(昭和42年長野県規則第2号)の一部を次のように改正する。

目次中「第71条」を「第71条の2」に改める。

第2条第8号中「出納長等」を「会計管理者等」に、「出納長又は」を「会計管理者又は」に改める。

第4条第4項中「出納長」を「会計管理者」に改める。

第10条中「出納長等」を「会計管理者等」に改める。

第11条第1項第4号のウ、第18条第3項及び第20条第3項中「出納長」を「会計管理者」に改める。

第23条第3項中「第8号」を「第9号」に改め、同項第10号を同項第11号とし、同項第9号を同項第10号とし、同項第8号を同項第9号とし、同項第7号の次に次の1号を加える。

(8) 使用料及び賃借料

第23条第4項、第24条第3項、第29条及び第33条中「出納長」を「会計管理者」に改める。

第39条第1項中「出納長等」を「会計管理者等」に改め、同条第2項中「出納長」を「会計管理者」に改める。

第40条第1項中「出納長」を「会計管理者」に改め、同条第2項中「出納長等」を「会計管理者等」に改める。

第41条第1項、第43条、第44条第1項及び第2項、第51条第2項、第52条から第54条まで、第56条第1項並びに第57条第3項及び第5項中「出納長」を「会計管理者」に改める。

第64条第1項中「出納長等」を「会計管理者等」に改め、同項第12号中「出納長」を「会計管理者」に改め、同条第3項中「出納長等」を「会計管理者等」に改める。

第66条中「出納長等」を「会計管理者等」に改める。

第67条第2項、第68条から第70条まで並びに第71条第1項及び第2項中「出納長」を「会計管理者」に改める。

第3章第2節第2款中第71条の次に次の1条を加える。

(債務が確定する前に行う支出命令)

第71条の2 政令第160条の2第2号のハの規定により規則で定める契約は、2月以上の期間にわたり、物品を買い入れ若しくは借り入れ、役務の提供を受け、又は不動産を借り入れる契約で、単価又は1月当たりの対価の額が定められているものとする。

第72条を同条第2項とし、同項の前に次の1項を加える。

政令第161条第1項第15号の規定により規則で定める契約は、前条に規定する契約とする。

第74条に次の1項を加える。

3 予算執行者は、政令第161条第1項第13号から第15号までに掲げる経費に係る資金を前渡しようとするときは、課の長(所にあつては、所の長)又はその者の指定する職員を指定してしなければならない。

第76条中「支払証明書」の次に「(第74条第3項に規定する経費にあつては、請求書、公共料金の検針票その他これらに類するもの)」を加える。

第78条の見出しを「(前渡資金の精算等)」に改め、同条第1項中「給与等」を「給与等及び第74条第3項に規定する経費」に改め、同条第2項中「出納長」を「会計管理者」に改め、同条に次の1項を加える。

3 第74条第3項の規定により指定された資金前渡職員に異動があつたときは、前任の資金前渡職員は、別に定めるところにより、速やかに、前渡資金の精算を行い、残金を後任の資金前渡職員に引き継がなければならない。

第86条第1項中「出納長等」を「会計管理者等」に改める。

第88条第1項中「出納長」を「会計管理者」に改め、同条第2項

中「出納長等」を「会計管理者等」に改める。

第89条から第91条まで、第92条第3項、第93条、第94条第2項、第95条、第97条、第101条から第107条まで及び第110条から第117条まで中「出納長」を「会計管理者」に改める。

第126条第1項中「100分の5」の次に「(インターネットを利用して行う県が所有する財産の売払に係るものにあつては、予定価格の100分の10)」を加える。

第142条第1項中「契約金額」の次に「(インターネットを利用して行う県が所有する財産の売払に係るものにあつては、予定価格)」を加える。

第158条、第161条及び第162条第2項中「出納長」を「会計管理者」に改める。

第164条、第165条第1項及び第3項中「出納長等」を「会計管理者等」に改める。

第166条第1項中「出納長等」を「会計管理者等」に改め、同条第2項中「出納長」を「会計管理者」に改める。

第186条の見出し中「地上権」を「私権」に改め、同条中「地上権」を「私権」に、「場合」を「場合(法第238条の4第2項第6号に掲げる場合を除く。)」に改める。

第197条中「場合」を「場合(法第238条の4第2項第6号に掲げる場合を除く。)」に改める。

第212条及び第213条中「出納長」を「会計管理者」に改める。

第215条中「出納長等」を「会計管理者等」に改める。

第242条第2項及び第3項、第264条、第266条、第267条、第273条、第274条、第288条の見出し及び同条第1項、第289条第1項、第290条第2項並びに第292条第2項中「出納長」を「会計管理者」に改める。

別表第2の1の(5)中「出納長」を「会計管理者」に改め、同(6)中「出納長等」を「会計管理者等」に改め、同2の(4)のイ中「出納長」を「会計管理者」に改める。

別表第3の1中「出納長等」を「会計管理者等」に改め、同(2)のアからエまで中「出納長」を「会計管理者」に改める。

様式第19号の備考の4中「出納長等」を「会計管理者等」に改める。

様式第61号中「出納長様」を「会計管理者様」に改め、(出納員)を(出納員)に改め、

同様式の備考の1中「出納長」を「会計管理者」に改める。

様式第89号中「出納長様」を「会計管理者様」に改める。

様式第90号中「出納長殿」を「会計管理者殿」に改め、同様式の備考の2を次のように改める。

2 納入金の性質に従つて必要のあるときは、1に記載した文言の次に次の文言を記載すること。

(4) あなたが、この処分について不服があるときは、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して60日以内に、長野県知事に対し書面で異議申立て(審査請求)をすることができます。

(5) この処分の取消しを求める訴えは、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して6月以内に、県を被告(被告の代表者は、長野県知事です。)として提起することができます(なお、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを

提起することができなくなります。)。ただし、上記(4)の異議申立て(審査請求)をした場合には、当該異議申立て(審査請求)に対する決定(裁決)があつたことを知った日の翌日から起算して6月を経過する日までに、処分の取消しの訴えを提起することができます。

様式第91号中「長野県出納長殿」を「長野県会計管理者殿」(所出納員)を(所出納員)に改め、同様式の備考の4を次のように改める。

4 納入金の性質に従つて必要のあるときは、3に記載した文言の次に次の文言を記載すること。

(3) あなたが、この処分について不服があるときは、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して60日以内に、長野県知事に対し書面で異議申立て(審査請求)をすることができます。

(4) この処分の取消しを求める訴えは、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して6月以内に、県を被告(被告の代表者は、長野県知事です。)として提起することができます(なお、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記(3)の異議申立て(審査請求)をした場合には、当該異議申立て(審査請求)に対する決定(裁決)があつたことを知った日の翌日から起算して6月を経過する日までに、処分の取消しの訴えを提起することができます。

様式第94号中「出納長殿」を「会計管理者殿」に改める。

様式第96号中「長野県出納長殿」を「長野県会計管理者殿」(所出納員)を(所出納員)に改める。

に改める。

様式第97号の県税等徴収金一般用の第3片中「長野県出納長殿」を「長野県会計管理者殿」に改める。

「長野県出納長  
様式第99号中(所出納員)氏名(現金取扱員)を(現金取扱員)に改める。」

「長野県会計管理者氏名(所出納員)に改める。(現金取扱員)」

様式第102号中「出納長(所出納員)」を「会計管理者(所出納員)」に改める。

様式第103号及び様式第104号中「長野県出納長(所出納員)」を「長野県会計管理者(所出納員)」に改める。

様式第115号の裏中

「6 あなたが、この処分について不服があるときは、行政不服審査法第4条の定めるところにより、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して30日以内に、長野県知事に対し、書類で異議申立て(審査請求)をすることができます。(なるべく審査請求は、当所を経由してください。)」

を



- 「 6 あなたが、この処分について不服があるときは、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して30日以内に、長野県知事に対し書面で異議申立て（審査請求）をすることができます。（審査請求書は、なるべく当所を経由してください。）
- 7 この処分の取消しを求める訴えは、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して6月以内に、県を被告（被告の代表者は、長野県知事です。）として提起することができます（なお、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記6の異議申立て（審査請求）をした場合には、当該異議申立て（審査請求）に対する決定（裁決）があつたことを知った日の翌日から起算して6月を経過する日までに、処分の取消しの訴えを提起することができます。」

に改め、同裏の備考の3中「様式裏面の6」を「様式裏面の6、7」に改める。

様式第117号中「長野県出納長 ㊦」を「長野県会計管理者 ㊦」に改める。

様式第118号中「長野県出納長 殿」を「長野県会計管理者 殿」に改める。

様式第119号及び様式第120号中「出納長 殿」を「会計管理者 殿」に改める。

様式第131号中「出納長 殿」を「会計管理者 殿」に改める。

様式第132号中「出納長 様」を「会計管理者 様」に改める。

様式第133号中「長野県出納長」を「長野県会計管理者」に改める。

様式第144号中「長野県出納長 ㊦」を「長野県会計管理者 ㊦」に改める。

様式第145号中「長野県出納長 殿」を「長野県会計管理者 殿」に改める。

様式第149号中「振出人 長野県出納長 氏 名 ㊦」を「振出人 長野県会計管理者 氏 名 ㊦」に改める。

様式第151号中「長野県出納長 ㊦」を「長野県会計管理者 ㊦」に改める。

様式第152号中「長野県出納長 殿」を「長野県会計管理者 殿」に改める。

様式第153号、様式第154号、様式第155号の表、様式第156号及び様式第157号中「長野県出納長」を「長野県会計管理者」に改める。

様式第159号中「長野県出納長 ㊦」を「長野県会計管理者 ㊦」に改める。

様式第160号及び様式第176号中「長野県出納長 殿」を「長野県会計管理者 殿」に改める。

様式第183号から様式第185号まで中「出納長 様」を「会計管理者 様」に改める。

様式第186号中「出納長 ㊦」を「会計管理者 ㊦」に改める。

様式第198号中「長野県出納長」を「長野県会計管理者」に改める。

様式第221号中「出納長 様」を「会計管理者 様」に改める。

様式第228号中「長野県出納長 殿」を「長野県会計管理者 殿」に改める。

様式第251号中

「 あなたが、この処分について不服があるときは、行政不服審査法第4条の定めるところにより、この処分のあつたことを知った日の翌日から起算して60日以内に、長野県知事に対し書面で異議申立て（審査請求）をすることができます。（審査請求は、なるべく当所を経由して提出してください。）」

を

- 「 1 あなたが、この処分について不服があるときは、この処分のあつたことを知った日の翌日から起算して60日以内に、長野県知事に対し書面で異議申立て（審査請求）をすることができます。（審査請求書は、なるべく当所を経由して提出してください。）
- 2 この処分の取消しを求める訴えは、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して6月以内に、県を被告（被告の代表者は、長野県知事です。）として提起することができます（なお、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の異議申立て（審査請求）をした場合には、当該異議申立て（審査請求）に対する決定（裁決）があつたことを知った日の翌日から起算して6月を経過する日までに、処分の取消しの訴えを提起することができます。」

に改める。

様式第252号中

「 あなたが、この処分について不服があるときは、行政不服審査法第4条の定めるところにより、この処分のあつたことを知った日の翌日から起算して60日以内に、長野県知事に対し書面で異議申立て（審査請求）をすることができます。（審査請求は、なるべく当所を経由して提出してください。）」

を

- 「 1 あなたが、この処分について不服があるときは、この処分のあつたことを知った日の翌日から起算して60日以内に、長野県知事に対し書面で異議申立て（審査請求）をすることができます。（審査請求書は、なるべく当所を経由して提出してください。）
- 2 この処分の取消しを求める訴えは、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して6月以内に、県を被告（被告の代表者は、長野県知事です。）として提起することができます（なお、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の異議申立て（審査請求）をした場合には、当該異議申立て（審査請求）に対する決定（裁決）があつたことを知った日の翌日から起算して6月を経過する日までに、処分の取消しの訴えを提起することができます。」

に改める。

様式第260号及び様式第265号中「出納長 様」を「会計管理者 様」に改める。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

会 計 課

長野県企業局文書取扱規程等の一部を改正する管理規程を次のように制定します。

平成19年3月30日

長野県公営企業管理者職務執行者

長野県企業局長 峯山 強

### 長野県公営企業管理規程第1号

長野県企業局文書取扱規程等の一部を改正する管理規程

(長野県企業局文書取扱規程の一部改正)

第1条 長野県企業局文書取扱規程(昭和36年長野県公営企業管理規程第9号)の一部を次のように改正する。

別表第2の1 本庁中「、出納長」を削り、「助役、収入役」を「副市町村長」に、「又は部長」を「、部長又は会計管理者」に、「又は課長」を「、課長又は会計管理者」に改める。

(長野県公営企業財務規程の一部改正)

第2条 長野県公営企業財務規程(昭和42年長野県公営企業管理規程第15号)の一部を次のように改正する。

第80条、第135条第2項及び第137条中「出納長」を「会計管理者」に改める。

(長野県企業局の組織に関する規程の一部改正)

第3条 長野県企業局の組織に関する規程(昭和42年長野県公営企業管理規程第27号)の一部を次のように改正する。

第30条中「事務吏員、技術吏員又は事務吏員若しくは技術吏員以外の常勤の」を削る。

附 則

この管理規程は、平成19年4月1日から施行する。

経営企画課

教育職員免許法施行細則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成19年3月30日

長野県教育委員会

### 長野県教育委員会規則第9号

教育職員免許法施行細則の一部を改正する規則

教育職員免許法施行細則(昭和35年長野県教育委員会規則第18号)の一部を次のように改正する。

第3条を削る。

第2条を第3条とし、第1条の次に次の1条を加える。

(授与申請書等)

第2条 法第5条の2第1項に規定する申請書は、教育職員免許状授与申請書(様式第1号)によるものとする。

2 法第5条の2第1項に規定する授与権者が定める書類は、次に掲げる書類とする。

(1) 履歴書(様式第2号)

(2) 基礎資格に関する次の証明書のうち必要なもの

ア 修士、学士若しくは短期大学士の学位又は準学士の称号を有することの証明書

イ 大学又は教員養成機関の卒業又は修了証明書

ウ 保健師、看護師、准看護師、管理栄養士、栄養士又は医師の免許を受けていることの証明書

エ 教育職員免許状の写し又はその授与証明書

オ 教員資格認定試験合格証書の写し又は合格証明書

カ アからオまでに掲げるもののほか、申し出の基礎的要件となる証明書

(3) 戸籍抄本

(4) 宣誓書(様式第3号)

(5) 前各号に掲げるもののほか、単位修得を申し出の要件とする者にあつては単位修得証明書、教育職員(以下「教員」という。)の経験をもって教育実習の単位を他の教職に関する専門科目の単位で振り替える者にあつては実務に関する証明書(様式第4号)

3 法第5条の2第3項に規定する申請書は、新教育領域追加申請書(様式第1号の2)によるものとする。

4 法第5条の2第3項に規定する授与権者が定める書類は、次に掲げる書類とする。

(1) 第2項第1号、第3号及び第4号に規定する書類

(2) 特別支援学校の教員の普通免許状

(3) 単位修得証明書

第4条の見出し中「願い出」を「申し出」に改め、同条第1項中「願い出は、教育職員検定願(様式第1号)を「申し出は、教育職員検定申請書(様式第1号の3)に改め、同項第1号中「前条第1号」を「第2条第2項第1号」に改め、同項第2号のキ及び第5号並びに同条第2項中「願い出」を「申し出」に改め、同項第3号中「又は教科の領域の一部に係る事項」を「、教科の領域の一部に係る事項又は自立活動」に改め、同条第3項中「願い出」を「申し出」に改め、同条第4項を同条第5項とし、同条第3項の次に次の1項を加える。

4 第1項の場合において、当該申し出が新教育領域の追加の定めへの検定に係るものであるときは、次の各号に掲げる書類を添えてしなければならない。

(1) 第1項第1号及び第3号から第5号までに規定する書類

(2) 特別支援学校の教員の普通免許状又は臨時免許状

第5条の見出し中「願い出」を「申し出」に改め、同条第1項中「願い出は、教育職員免許状書換（再交付）願」を「申し出は、教育職員免許状書換（再交付）申請書」に改め、同項第1号中「第3条第4号」を「第2条第2項第4号」に改め、同条第2項中「願い出」を「申し出」に改める。

第6条の見出し中「願い出」を「申し出」に改め、同条中「願い出は、教育職員免許状交付願」を「申し出は、教育職員免許状交付申請書」に改め、同条第1号中「第3条第1号」を「第2条第2項第1号」に改め、同条第3号中「願い出る」を「申し出る」に改める。

第7条中「第3条から」を「第2条及び第4条から」に、「願い出」を「申し出」に、「第3条第3号」を「第2条第2項第3号」に改める。

第15条中「第3条」を「第2条及び第4条」に改める。

様式第1号を次のように改める。

(様式第1号) (第2条関係)

教育職員免許状授与申請書

年 月 日

長野県教育委員会 殿

長野県収入証紙欄  
(消印しないこと。)

本籍地(都道府県名)

現住所

勤務学校

職名

氏名

年 月 日 生 <sup>印</sup>

下記の教育職員免許状を授与してください。

記

- 1 免許状の種類
- 2 教科、特別支援教育領域等

(添付書類)

(備考) 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

様式第1号の次に次の2様式を加える。

(様式第1号の2)(第2条関係)

新教育領域追加申請書

年 月 日

長野県教育委員会 殿

長野県収入証紙欄  
(消印しないこと。)

本籍地(都道府県名)

現住所

勤務学校

職名

氏名

年 月 日 生 

下記の新教育領域を追加して定めてください。

記

新教育領域

(添付書類)

(備考) 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

(様式第1号の3)(第4条関係)

## 教育職員検定申請書

年 月 日

長野県教育委員会

殿

長野県収入証紙欄  
(消印しないこと。)

本籍地(都道府県名)

現住所

勤務学校

職 名

氏 名

年 月 日 生

下記の教育職員免許状の授与(新教育領域の追加の定め)を受けたいので、教育職員検定をしてください。

## 記

- 1 免許状の種類
- 2 教科、特別支援教育領域等

(添付書類)

(備考) 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

様式第2号中「(第3条、第4条関係)」を「(第2条、第4条関係)」に、「氏名 名 印」を「氏 名 印」に改める。

様式第3号中「(第3条、第4条関係)」を「(第2条、第4条関係)」に、「氏名 名 印」を「氏 名 印」に改める。

様式第4号を次のように改める。

(様式第4号) (第2条、第4条関係)

## 実務に関する証明書

氏 名

年 月 日生

年度	在職学校名	在職期間	職名	職務内容	担任教科	常勤、非常勤の別	備考
		年 月 日から 年 月 日まで					
		年 月 日から 年 月 日まで					
		年 月 日から 年 月 日まで					

上記のとおり良好な成績で勤務したことを証明します。

年 月 日

実務証明責任者

印

(備考) 1 年度ごとに1行ずつ記載すること。

(例 4月1日から翌年3月31日までの1年(年度の途中で新任又は  
転退職している場合はその期間)について、1行に記載すること。)

- 2 在職学校が特別支援学校の場合、在職学校名欄には、担任した小学部、中学部、高等部の別を併せて記載すること。
- 3 備考欄には、実際に勤務しなかった期間及びその事由(兵役、長期の療養休暇等)を記載すること。

様式第6号中「特殊教育」を「特別支援教育」に改める。

様式第9号中「教育職員免許状書換（再交付）願」を「教育職員免許状書換（再交付）申請書」に、

「職名 氏名 氏名」を「職名 氏名」に、「又は教科の領域の一部に係る事項」を「、特別支援教育領域等」に改める。

様式第10号中「教育職員免許状交付願」を「教育職員免許状交付申請書」に、

「職名 氏名 氏名」を「職名 氏名」に改める。

様式第15号中「教科名」を「教科又は特別支援教育領域名」に、

教科	科目	を	科	目

に改める。

附則

(施行期日)

1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則施行の際現にこの規則による改正前の教育職員免許法施行細則の規定に基づいて提出されている書類は、この規則による改正後の教育職員免許法施行細則の規定に基づいて提出されている書類とみなす。

高校教育課